

質問書に対する回答

No.	回 答 内 容
1	企画提案資料へのグラフや写真等を添付することは可能です。
2	更地返還の原状回復とは、農業用施設を建てた場合の建屋及び建築に伴って設置された基礎等、従事者用の駐車場舗装など事業の中で整備された構造物の撤去を想定しています。また、構造物を設けない耕作のみの利用の場合には作物の撤去により原状回復したものと判断します。
3	候補地の買取りも可能です。
4	本事業地は市街化調整区域となりますが、鉄骨農業ハウス等の建設は都市計画法 29 条の開発行為に当たる可能性がありますので、村山総合支庁建設部建築課に資料等持参の上で事前相談をお願いします。
5	優先交渉権者に決定後、設置場所等の事前協議を行った上で最上川中部水道企業団に申請を行ってください。（関連する費用は事業者負担となります。）